

蒲郡市監査公表第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和7年2月26日

|         |       |
|---------|-------|
| 蒲郡市監査委員 | 小林 憲三 |
| 同       | 尾崎 隆久 |
| 同       | 松本 昌成 |

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 団体名等  | 蒲郡市総代連合会       |
| (2) 補助事業名 | 地域活動推進奨励交付金    |
| 及び補助金額    | 44,450,000円    |
| (3) 期間    | 令和5年度          |
| (4) 所管課   | 市民生活部 協働まちづくり課 |

2 監査の実施期間及び実施場所

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| (1) 実施期間 | 令和7年1月23日から令和7年2月25日まで |
| (2) 実施場所 | 蒲郡市役所監査委員室             |

### 3 監査の範囲及び方法

市が財政援助をしているもののうち、任意に抽出した団体等の財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正であるか、また、当該財政援助の効果確認に主眼をおいて実施した。

監査に当たっては、所管課職員から執行状況の説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係帳簿を調査した。

団体等の経理事務については、関係者から説明を聴取し、関係諸帳簿、証拠書類の調査を行った。

### 4 監査の結果

決算に係る収支決算書、関係諸帳簿及び証拠書類を調査したところ、概ね適正に執行されているものと認められた。